○湯河原町真鶴町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和５年３月30日

規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び湯河原町真鶴町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年湯河原町真鶴町衛生組合条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿）

第２条　法第75条第１項に規定する個人情報ファイル簿の様式は、個人情報ファイル簿（様式第１号）とする。

２　条例第３条第１項に規定する条例個人情報ファイル簿の様式は、条例個人情報ファイル簿（様式第２号）とする。

（開示請求書）

第３条　法第77条第１項の規定による開示請求書の提出は、開示請求書（様式第３号）により行うものとする。

（保有個人情報の写しの費用）

第４条　条例第５条第２項で定める費用の額は、別表に定める額とし、当該費用は前納しなければならない。

（開示決定通知書）

第５条　法第82条第１項の規定による通知は、開示決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（開示の実施方法等申出書）

第６条　法第87条第３項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（様式第５号）により行うものとする。

（開示をしない旨の決定通知書）

第７条　法第82条第２項の規定による通知は、開示をしない旨の決定通知書（様式第６号）により行うものとする。

（開示決定等期限延長通知書）

第８条　法第83条第２項の規定による通知は、開示決定等期限延長通知書（様式第７号）により行うものとする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第９条　法第84条の規定による通知は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第８号）により行うものとする。

（開示請求事案の移送）

第10条　法第85条第１項の規定により事案の移送を行う場合は、他の行政機関の長等への開示請求事案移送書（様式第９号）により移送するものとし、開示請求者に対し、開示請求事案移送通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（第三者意見照会書）

第11条　法第86条第１項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第１項適用）（様式第11号）により行うものとする。

２　法第86条第２項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第２項適用）（様式第12号）により行うものとする。

（第三者開示決定等意見書）

第12条　法第86条第１項及び第２項に規定する意見書の提出は、第三者開示決定等意見書（様式第13号）によるものとする。

（反対意見書提出者への通知書）

第13条　法第86条第３項の規定による通知は、反対意見書提出者への通知書（様式第14号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第14条　法第87条第１項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該方法により難いときは、組合長が適当と認める方法により行うものとする。

（１）　録音テープ又はビデオテープ　当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオテープに複写した物の交付

（２）　その他の電磁的記録　当該電磁的記録を組合長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付

（訂正請求書）

第15条　法第91条第１項の規定による訂正請求書の提出は、訂正請求書（様式第15号）により行うものとする。

（訂正決定通知書）

第16条　法第93条第１項の規定による通知は、訂正決定通知書（様式第16号）により行うものとする。

（訂正をしない旨の決定通知書）

第17条　法第93条第２項の規定による通知は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第18条　法第94条第２項の規定による通知は、訂正決定等期限延長通知書（様式第18号）により行うものとする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第19条　法第95条の規定による通知は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第19号）により行うものとする。

（訂正請求事案の移送）

第20条　法第96条第１項の規定により事案の移送を行う場合は、他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書（様式第20号）により移送するものとし、訂正請求者に対し、訂正請求事案移送通知書（様式第21号）により通知するものとする。

（提供先への通知）
第21条　法第97条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第22号）により行うものとする。
（利用停止請求書）
第22条　法第99条第１項の規定による利用停止請求書の提出は、利用停止請求書（様式第23号）により行うものとする。
（利用停止決定通知書）
第23条　法第101条第１項の規定による通知は、利用停止決定通知書（様式第24号）により行うものとする。
（利用停止をしない旨の決定通知書）
第24条　法第101条第２項の規定による通知は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第25号）により行うものとする。
（利用停止決定等期限延長通知書）
第25条　法第102条第２項の規定による通知は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第26号）により行うものとする。
（利用停止決定等期限特例延長通知書）
第26条　法第103条の規定による通知は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第27号）により行うものとする。
（委任状）
第27条　政令第22条第３項に規定する委任状及び第29条の規定により準用される委任状は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
（１）　開示請求　委任状（開示請求用）（様式第28号）
（２）　訂正請求　委任状（訂正請求用）（様式第29号）
（３）　利用停止請求　委任状（利用停止請求用）（様式第30号）
（諮問書）
第28条　法第105条第３項の規定により読み替えて準用する同条第１項の規定による諮問は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものにより行うものとする。
（１）　開示決定等　諮問書（開示決定等）（様式第31号）
（２）　訂正決定等　諮問書（訂正決定等）（様式第32号）
（３）　利用停止決定等　諮問書（利用停止決定等）（様式第33号）
（４）　開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為　諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）（様式第34号）
（諮問をした旨の通知書）
第29条　法第105条第３項の規定により読み替えて準用する同条第２項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第35号）により行うものとする。
（その他）
第30条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。
別表（第４条関係）

種別	規格	単価
普通紙複写機による単色(黒色）刷り	Ｂ５、Ａ４、Ｂ４及びＡ３	１枚につき10円
普通紙複写機による多色刷り	Ｂ５、Ａ４、Ｂ４及びＡ３	１枚につき100円
録音テープ、ビデオテープその他の記録媒体への複写	記録媒体を持参した場合	無料
	上記以外	実費
写しの送付に要する費用		実費

備考　両面印刷をする場合は、片面を１枚としてこの表の規定を適用する。

様式第1号(第2条関係)

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>執行機関等の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">□　含む　　□　含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">(名　称)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(所在地)</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第60条第2項第1号
(電算処理ファイル)</td><td rowspan="2">□法第60条第2項第2号
(マニュアル処理ファイル)</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当するファイル
□有　□無</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第2号(第2条関係)

条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>執行機関等の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">□　含む　　□　含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">(名　称)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(所在地)</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第60条第2項第1号
(電算処理ファイル)</td><td rowspan="2">□法第60条第2項第2号
(マニュアル処理ファイル)</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当するファイル
□有　□無</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第3号(第3条関係)

開示請求書

年　　月　　日

(執行機関の長等)　様

(ふりがな)
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所
〒　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　(　　)

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1　開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2　求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア　個人情報保護主管課における開示の実施を希望する。 ＜実 施 の 方 法＞　□閲覧　　□写しの交付 □その他(　　　　　　　　　　　　) ＜実施の希望日＞　　　年　　　月　　　日 イ　写しの送付を希望する。

3　本人確認等

ア　開示請求者　　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人
イ　請求者本人確認書類 □運転免許証　　□健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他(　　　　　　　　　　　　) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ　本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア)　本人の状況　□未成年者(　　　　年　　月　　日生)　□成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) (イ)　本人の氏名 (ウ)　本人の住所又は居所
エ　法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他(　　　　　　)
オ　任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類　　□委任状(様式第28号)　　□その他(　　　　　　)

様式第4号(第5条関係)

開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（開示請求者）　様

（執行機関の長等）　印

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

2　不開示とした部分とその理由

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町真鶴町衛生組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町真鶴町衛生組合を被告として(訴訟において湯河原町真鶴町衛生組合を代表する者は湯河原町真鶴町衛生組合長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　開示する保有個人情報の利用目的

4　開示の実施の方法等

(1)　開示の実施の方法等

(2)　個人情報保護主管課における開示を実施することができる日時及び場所
期間：　　月　　日から　　月　　日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
時間：
場所：

(3)　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第5号(第6条関係)

開示の実施方法等申出書

年　　月　　日

(執行機関の長等)　様

(ふりがな)
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は居所
〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　(　　)

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1　保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日　　付：

2　求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1)　閲覧	①　全部 ②　一部(　　　　　　　　)
	(2)　複写したものの交付	①　全部 ②　一部(　　　　　　　　)
	(3)　その他 (　　　　　)	①　全部 ②　一部(　　　　　　　　)

3　開示の実施を希望する日
年　　月　　日　午前・午後

4　「写しの送付」の希望の有無　(有　：同封する郵便切手等の額　　　　円
無)

様式第6号(第7条関係)

開示をしない旨の決定通知書

第　　号

年　　月　　日

(開示請求者)　様

(執行機関の長等)　印

年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町真鶴町衛生組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町真鶴町衛生組合を被告として(訴訟において湯河原町真鶴町衛生組合を代表する者は湯河原町真鶴町衛生組合長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞

担当者名：

電話番号：

様式第7号（第8条関係）

開示決定等期限延長通知書

第　　号
年　　月　　日

（開示請求者）　様

（執行機関の長等）　印

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第8号(第9条関係)

開示決定等期限特例延長通知書

第　　号
年　　月　　日

(開示請求者)　様

(執行機関の長等)　印

　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(　　年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年　　月　　日

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第9号(第10条関係)

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書

第　　号

年　　月　　日

(他の行政機関の長等)　様

(執行機関の長等)　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏　名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況　□未成年者(　年　月　日生)　□成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・　開示請求書 ・　移送前に行った行為の概要記録

＜本件連絡先＞

担当者名：

電話番号：

様式第10号（第10条関係）

開示請求事案移送通知書

第　　号
年　　月　　日

（開示請求者）　様

（執行機関の長等）　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 課 等 名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第11号(第11条関係)

第三者意見照会書(法第86条第1項適用)

第　　号
年　　月　　日

(第三者利害関係人)　様

(執行機関の長等) 印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うことといたしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第12号(第11条関係)

第三者意見照会書(法第86条第2項適用)

第　　号
年　　月　　日

(第三者利害関係人)　様

(執行機関の長等)　印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分　□第1号　　□第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第13号(第12条関係)

第三者開示決定等意見書

年　　月　　日

（執行機関の長等）　様

(ふりがな)
氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(法人その他の団体にあっては、その団体の名称)

住所又は居所
〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　(　　)
(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1)　支障(不利益)がある部分 (2)　支障(不利益)の具体的理由
連　絡　先	

様式第14号(第13条関係)

反対意見書提出者への通知書

第　　号
年　　月　　日

(反対意見書を提出した第三者)　様

(執行機関の長等) 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

(あなた、貴社等)から　　　　年　　月　　日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年　　月　　日
開示を実施する日	年　　月　　日

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町真鶴町衛生組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町真鶴町衛生組合を被告として(訴訟において湯河原町真鶴町衛生組合を代表する者は湯河原町真鶴町衛生組合長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第15号(第15条関係)

訂正請求書

年　　月　　日

(執行機関の長等)　様

(ふりがな)
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は居所
〒　　　　　　　　　　　　　電話番号　　(　　)

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1　開示請求者　　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人
2　請求者本人確認書類 □運転免許証　　□健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他(　　　　　　　　　) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3　本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1)　本人の状況　□未成年者(　　　年　　月　　日生)　□成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) (2)　本人の氏名 (3)　本人の住所又は居所
4　法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他(　　　　　)
5　任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類　　□委任状(様式第29号)　□その他(　　　　　)

様式第16号(第16条関係)

訂正決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（訂正請求者）　様

（執行機関の長等）　印

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町真鶴町衛生組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町真鶴町衛生組合を被告として(訴訟において湯河原町真鶴町衛生組合を代表する者は湯河原町真鶴町衛生組合長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第17号(第17条関係)

訂正をしない旨の決定通知書

第　　号

年　　月　　日

（訂正請求者）　様

（執行機関の長等）　印

　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町真鶴町衛生組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町真鶴町衛生組合を被告として(訴訟において湯河原町真鶴町衛生組合を代表する者は湯河原町真鶴町衛生組合長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第18号(第18条関係)

訂正決定等期限延長通知書

第　　号
年　　月　　日

（訂正請求者）　様

（執行機関の長等）　印

　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限　　　年　　月　　日)
延長の理由	

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第19号(第19条関係)

訂正決定等期限特例延長通知書

第　　号
年　　月　　日

（訂正請求者）　様

（執行機関の長等）　印

　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第20号（第20条関係）

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書

第　　号
年　　月　　日

（他の行政機関の長等）　様

（執行機関の長等）　印

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏　名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況　□未成年者（　年　月　日生）　□成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所）
添付資料等	・　訂正請求書 ・　移送前に行った行為の概要記録

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第21号（第20条関係）

訂正請求事案移送通知書

第　　号
年　　月　　日

（訂正請求者）　様

（執行機関の長等）　印

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 課 等 名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第22号(第21条関係)

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（他の行政機関の長等）　様

（執行機関の長等）印

（他の行政機関の長等)に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第23号(第22条関係)

利用停止請求書

年　　月　　日

(執行機関の長等)　様

(ふりがな)
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は居所
〒　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　(　　)

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □法98条第1号該当　→　□利用の停止　□消去 □法98条第2号該当　→　提供の停止 (理由)

1　利用停止請求者　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人
2　請求者本人確認書類 □運転免許証　　□健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他(　　　　　　　　　　　) ※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3　本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア　本人の状況　□未成年者(　　　　年　　月　　日生)　□成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) イ　本人の氏名 ウ　本人の住所又は居所
4　法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他(　　　　　　　)
5　任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類　　□委任状(様式第30号)　□その他(　　　　　　　)

様式第24号(第23条関係)

利用停止決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（利用停止請求者）　様

（執行機関の長等）　印

　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町真鶴町衛生組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町真鶴町衛生組合を被告として(訴訟において湯河原町真鶴町衛生組合を代表する者は湯河原町真鶴町衛生組合長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第25号(第24条関係)

利用停止をしない旨の決定通知書

第　　号

年　　月　　日

（利用停止請求者）　様

（執行機関の長等）　印

　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町真鶴町衛生組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町真鶴町衛生組合を被告として(訴訟において湯河原町真鶴町衛生組合を代表する者は湯河原町真鶴町衛生組合長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞

担当者名：

電話番号：

様式第26号（第25条関係）

利用停止決定等期限延長通知書

第　　号
年　　月　　日

（利用停止請求者）　様

（執行機関の長等）　印

　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限　　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第27号(第26条関係)

利用停止決定等期限特例延長通知書

第　　号
年　　月　　日

(利用停止請求者)　様

(執行機関の長等)　印

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第28号(第27条関係)

委任状(開示請求用)

(代理人)住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1　開示請求を行う権限
2　開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3　開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4　開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5　開示請求に係る全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
6　開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年　　月　　日

(委任者)住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(注)　次のいずれかの措置をとってください。

1　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。

2　委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

様式第29号（第27条関係）

委任状（訂正請求用）

（代理人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1　訂正請求を行う権限
2　訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3　訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4　訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5　訂正請求に係る訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年　　月　　日

（委任者）住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　次のいずれかの措置をとってください。

1　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

2　委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

様式第30号(第27条関係)

委任状(利用停止請求用)

(代理人)住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1　利用停止請求を行う権限
2　利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
3　利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
4　利用停止請求に係る利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年　　月　　日

(委任者)住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(注)　次のいずれかの措置をとってください。

1　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。

2　委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

様式第31号(第28条関係)

諮問書(開示決定等)

第　　号
年　　月　　日

湯河原町真鶴町衛生組合
個人情報保護審査会会長　様

(執行機関の長等)　印

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) □開示決定 □一部開示決定 (該当不開示条項) □不開示決定 (該当不開示条項)	(1)　開示決定等の日付及び記号番号 (2)　開示決定等をした者 (3)　開示決定等の概要
3　審査請求	(1)　審査請求日 (2)　審査請求人 (3)　審査請求の趣旨
4　諮問の理由	
5　参加人等	
6　添付書類等	(1)　開示請求書(写し) (2)　開示決定通知書(写し)又は開示をしない旨の決定通知書(写し) (3)　審査請求書(写し) (4)　弁明書 (5)　開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等(写し) (6)　その他参考資料
7　担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等	

(注1)　2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックする。
また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載する。

(注2)　4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

(注3)　6の(6)の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第32号(第28条関係)

諮問書(訂正決定等)

第　　号
年　　月　　日

湯河原町真鶴町衛生組合
個人情報保護審査会会長　様

(執行機関の長等)　印

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る訂正決定等 （訂正決定等の種類） ☐訂正決定 ☐不訂正決定	(1)　訂正決定等の日付及び記号番号 (2)　訂正決定等をした者 (3)　訂正決定等の概要
3　審査請求	(1)　審査請求日 (2)　審査請求人 (3)　審査請求の趣旨
4　諮問の理由	
5　参加人等	
6　添付書類等	(1)　訂正請求書（写し） (2)　訂正決定通知書（写し）又は訂正をしない旨の決定通知書（写し） (3)　審査請求書（写し） (4)　弁明書 (5)　その他参考資料
7　担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等	

（注1）　2の「（訂正決定等の種類）」については、該当する訂正決定等の☐をチェックする。

（注2）　4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

（注3）　6の(5)の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第33号(第28条関係)

諮問書(利用停止決定等)

第　　号

年　　月　　日

湯河原町真鶴町衛生組合

個人情報保護審査会会長　様

(執行機関の長等)　印

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る利用停止決定等 （利用停止決定等の種類） □利用停止決定 □不利用停止決定	(1)　利用停止決定等の日付及び記号番号 (2)　利用停止決定等をした者 (3)　利用停止決定等の概要
3　審査請求	(1)　審査請求日 (2)　審査請求人 (3)　審査請求の趣旨
4　諮問の理由	
5　参加人等	
6　添付書類等	(1)　利用停止請求書(写し) (2)　利用停止決定通知書(写し)又は利用停止をしない旨の決定通知書(写し) (3)　審査請求書(写し) (4)　弁明書 (5)　その他参考資料
7　担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等	

（注1）　2の「（利用停止決定等の種類）」については、該当する利用停止決定等の□をチェックする。

（注2）　4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

（注3）　6の(5)の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第34号(第28条関係)

諮問書(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)

第　　号

年　　月　　日

湯河原町真鶴町衛生組合

個人情報保護審査会会長　様

(執行機関の長等)　印

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求(同法第90条の規定に基づく訂正請求、同法第98条の規定に基づく利用停止請求)に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1　開示請求(訂正請求、利用停止請求)に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る開示請求(訂正請求、利用停止請求)	(1)　開示請求(訂正請求、利用停止請求)の日付、受付番号等 (2)　開示請求(訂正請求、利用停止請求)の宛先
3　補正に要した日数、開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の期限	
4　審査請求	(1)　審査請求日 (2)　審査請求人 (3)　審査請求の趣旨
5　諮問の理由	
6　参加人等	
7　添付書類等	(1)　開示請求書(訂正請求書、利用停止請求書)(写し) (2)　審査請求書(写し) (3)　弁明書 (4)　その他参考資料
8　担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等	

(注1)　1の「開示請求(訂正請求、利用停止請求)に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述する。

(注2)　3の「補正に要した日数、開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項(同法第94条第2項、第102条第2項)の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限(同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限)を、それぞれ記述する。

(注3)　5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

(※)行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

(注4)　7の(4)の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任若しくは決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第35号(第29条関係)

諮問をした旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

（審査請求人等）　様

（執行機関の長等）　印

年　　月　　日付けの(執行機関の長等)に対する審査請求について、次のとおり湯河原町真鶴町衛生組合個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)	
審査請求	(1)　審査請求日 (2)　審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年　　月　　日・　　第　　　　号

(注1)　「審査請求に係る開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)」の欄については、開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の日付・記号番号、開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)をした者、開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

(注2)　「諮問日・諮問番号」の欄は、湯河原町真鶴町衛生組合個人情報保護審査会が付す番号である。

＜本件連絡先＞
担当者名：
電話番号：

様式第１号（第２条関係）
様式第２号（第２条関係）
様式第３号（第３条関係）
様式第４号（第５条関係）
様式第５号（第６条関係）
様式第６号（第７条関係）
様式第７号（第８条関係）
様式第８号（第９条関係）
様式第９号（第10条関係）
様式第10号（第10条関係）
様式第11号（第11条関係）
様式第12号（第11条関係）
様式第13号（第12条関係）
様式第14号（第13条関係）
様式第15号（第15条関係）
様式第16号（第16条関係）
様式第17号（第17条関係）
様式第18号（第18条関係）
様式第19号（第19条関係）
様式第20号（第20条関係）
様式第21号（第20条関係）
様式第22号（第21条関係）
様式第23号（第22条関係）
様式第24号（第23条関係）
様式第25号（第24条関係）
様式第26号（第25条関係）
様式第27号（第26条関係）
様式第28号（第27条関係）
様式第29号（第27条関係）
様式第30号（第27条関係）
様式第31号（第28条関係）
様式第32号（第28条関係）
様式第33号（第28条関係）
様式第34号（第28条関係）
様式第35号（第29条関係）